

議案

理由 小作米減免斗争に関する件

三養基地区提案

昭和五年の豊作は、農産物の暴落となり、戦争による軍需品の高騰に伴ふ肥料・農具・一般物価の値上がりは農産物価格との差を益々増大せしめ更に税金の加重は、農民大衆の生活窮乏に拍車をかけ、収穫後三ヶ月を経てば、食米もなしと言ふのが全國農貧小作人の状態である。

而して、昭和八年度の持越米は、毫千石石余で予想持越しの三倍に相当してゐるのである。吾々小作人は三ヶ月を経てば食米も手に入らず、生半万石の米が何時にも余つてゐるが、それは言ふまでもなく、地主から買ひあたる政府の倉庫や地主の家に積まつてゐるのである。

吾々小作人は、食へないので一方では、地主の倉庫にまた政府の倉庫にまた余つてゐるのである。故に、そ此は地主が高い小作米を榨り取つてゐるからだ。

農民組合では、十一年間小作料減免を主要課題として開いてきたのであるが、打続く不景氣によつて、吾々は食えなくなつばかりであるから、『食えながら小作米をマケ凹と勇敢に闘ひねば存らぬ』

小作米減免斗争同盟、小作米マケ凹の会等未組合農民も含めて斗争し、尚ほ地主別の斗争によつて、一地主に關係のある小作人全部を斗争へ迎むせねばならぬ。

小作米減免と言へば、秋の収穫期に亘つてから突然未組合農民に付かれると言ふやうな方法であつたために、未組合農民を斗争に起らしむることが困難であったそれで、かかる方法を改めて、春の肥料買入の部著に於ける日常問題、村役信用組合の借金の差押等についても充分に援助し、密接に關係と信頼を持つべき、秋の収穫期を前にビラ、伝單、座談会による宣伝によつて、斗争へ起たしむべきである。

理由

立入禁止 [REDACTED] 反対斗争の件

三輪村支部提案

小作人が土地を耕作することによつての手食い、家庭の生活を支へてゐることは、言ふまでもない、而して、最近地主土地引上は激増し、吾々小作人の生活を脅威してゐるのである。農林省発表(官庁の統計など)余りアテにならぬが)によると、昭和八年一月から九月までの土地引上件数が一千六百九十七件で、終件数の六三・一%を占め、昭和六年の三八・六%に比較すると驚くべき増加となつてゐるのである。

この土地を中心とした争議の特徴的な動きをみると、第一に、小作人の生活が苦しくなり、小作米を拂ふに拂へず、數年もつれたり結果の土地引上、区割整理、農救土木事業等による土地引上が新しく加わり、また、土地賣主が多め、また、地主が高小作米を榨取するため、從来の小作人から土地を取り上新小作人に小作せしむる等の原因による土地引上も見逃してはならない。

而して、之等の土地引上は依然として未組合農民が日本農民組合連盟、協調組合、單独組合等に多くが